

令和4年度 第10回

青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 令和5年1月11日（水）午後1時30分
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第10回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 令和5年1月11日（水）1日間
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室
日 程

- 1 教育長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 教育長報告事項
- 4 協議事項
- 5 教育長閉議および閉会宣言

教育長報告事項（再掲）

- 1 学校訪問（後期分）の実施結果について（教育総務課）
- 2 青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分報告について（指導室）
- 3 令和5年度教育課程届出説明会について（教育指導担当）
- 4 青梅市立小・中学校「いじめ」実態調査結果〔11月分〕について（教育指導担当）
- 5 青梅市沢井図書館の臨時休館について（社会教育課）
- 6 青梅市特別支援教育実施計画第六次計画（素案）について（学務課）
- 7 諸報告
 - (1) 委員会等会議録
 - ア 青梅市社会教育委員会議会議録（社会教育課）
 - イ 青梅市文化財保護審議会議会議録（文化課）
 - ウ 青梅市美術館運営委員会議会議録（文化課）
 - (2) 事業等の実施予定について
 - ア 生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課）
 - (3) 事業等の実施結果について
 - ア 第18回青梅市小・中学生主張大会について（教育指導担当）
 - イ 令和3年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について（教育指導担当）
 - ウ 生涯学習事業実施結果について（社会教育課・文化課）

協議事項

- 1 青梅市立学校施設のあり方審議会条例の制定について（教育総務課）
- 2 青梅市移動教室等保護者負担助成金交付要綱の一部改正について（指導室）
- 3 青梅市教育委員会事務局職員の訓告処分について（指導室）（追加）

出席委員	教 育 長	橋 本 雅 幸
	教育委員会委員	稲 葉 恭 子
	教育委員会委員	百 合 陽 子
	教育委員会委員	杉 本 洋
	教育委員会委員	徳 長 邦 彦

出席説明員	教 育 部 長	布 田 信 好
	教育総務課長	芥 川 純一郎
	学 務 課 長	山 田 浩 之
	指 導 室 長	拝 原 茂 行
	教育指導担当主幹	鈴 木 章 郎
	学校給食センター所長	中 村 浩 二
	社 会 教 育 課 長	遠 藤 康 弘
	文 化 課 長	北 村 和 寛
	美 術 担 当 主 幹	田 島 奈都子

書 記	教育総務課庶務係長	須 崎 満
	教育総務課庶務係	渡 邊 雅 哉

午後1時35分開会

日程第1 教育長開会および開議宣言

【教育長（橋本）】 本日の定例会には、教育長および委員4名が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。

これより、令和4年度第10回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

令和5年初めての定例会でございます。改めまして本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

日程第2 会議録署名委員の指名

【教育長（橋本）】 初めに、日程第2、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員には、稲葉委員を指名いたします。

【委員（稲葉）】 はい、承知しました。

【教育長（橋本）】 次に、令和4年11月10日開催の令和4年度第8回定例会および11月25日開催の令和4年度第9回定例会の会議録を机上にご配付してございます。ご覧いただきまして、次回の定例会でご承認を賜りたいと存じます。

【教育長（橋本）】 次に、本日の議事進行につきまして、教育長報告事項の2につきましては、議事の都合上、本日審議される案件の最後に行います。

また、本日は人事案件にかかる協議事項を1件追加したいと存じます。

つきましては、本日の日程に協議事項を1件追加することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。

なお、追加する案件は、当初予定していた案件の審議がすべて終了した後にご審議いただきたいと存じます。

日程第3 教育長報告事項

【教育長（橋本）】 それでは、日程第3、教育長報告事項に移ります。

初めに、委員の皆様からご報告を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

【委員（稲葉）】 3件ございます。

都立高校の英語のヒアリングテストがあったと思います。青梅市の中学3年生の結果が気になっております。中学3年生2、3人に聞いてみたら、非常に難しく、時間がすぐに経ってしまって、解けたのか解けてないのかよくわからないという反応でしたので、その辺のところどうなのかと思って、教えていただきたいなというところです。

2点目は、私は遊びを仕事にしていまして、12月21日に東青梅市民センターで小学生のボードゲーム大会というのをやってきました。小学生が1年生から6年生まで15名来ていました。同じ小学校の子はあまりいなくて、市内の小学生が集まってきていたので、異年齢でなおかつ学校も違う中、初対面でボードゲームをすると、どうなるのかなと思ってすごく興味がありました。グループ分けや、ゲームのルール説明から、どんどん進めていったのですけれど、子どもたちは自主的にいろいろ発言できているのですね。マスク生活3年目でこれだけ発言できるって、すごく感動しました。ゲームが始まりますと、例えば6年生が2年生のサポートをしたり、2年生が4年生に質問をしたりして、すごく会話が弾みました。本当にマスク生活が長い中、低学年から高学年までがこれだけコミュニケーション豊かに話せて、和気あいあいですごく楽しい状態が会場の中でできているということで、とてもうれしかったと同時に、学校での教育生活というか先生方の努力の賜物がここにあるなと思って、すごくうれしかったです。遊びの中で自分の気持ちを発言するということできていたので、学校教育の各先生方が頑張った賜物かなと、思っております。

3点目は、12月21日に「子ども第三の居場所 みらくる」で、ソニーのメッシュプログラムで、一つのプログラミングの講座をしました。そのときにも、各小学校から希望者が1年生から6年生まで14名集まり、支援級の子たちも集まっておりました。そこでも、ソニーの方からタブレットを全部貸し出したのです。学校でのタブレットの使い方の様子は、見学させていただいてわかっていたのですが、このタブレットをどんなふうにして使うのかなと思って見ていたら、講師の先生の説明をしっかり聞いてとても丁寧に扱って、すぐにメッシュというプログラミングの機器を使って、あっという間にそれぞれの子どもたちがプログラミングをしていきました。その様子を見ながら、学校でタブレットやパソコンを使い、そしてプログラミングを学んでいるからこそ、例えば人が通ったらセンサーが鳴ってピカピカ音がするとか、そういうふうな組み立てのプログラミングができるのだなど。これまたコロナ禍という中で大変だったのですけれど、その中の一つの成果がそこで網羅されている。本当に、機材を丁寧に取り扱い、理解が早い、それから組み立ても早いというところで、青梅の小学生すごいな、青梅の小学校の先生たちすごいなと感じて、うれしかったです。

以上、3点でした。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。ご質疑等もございましたが、各委員さんからのご報告を先に頂戴したいと思います。

【委員（百合）】 12月15日に、立川にある「TOKYO GLOBAL GATEWAY GREEN SPRINGS」というところに行きました。今月のオープン予定だそうです。この建物はとてもいい場所にあったのですが、すこし狭いなというのと、場所が2つの部屋に分かれていて、一度外に出てからでないともう一つの部屋に行けない。またその通路もややこしくて、案内してもらわないと入り口がわかりにくいというところでした。中は狭いなりに使い方がよく考えられていて、壁に映像を映し出すことで多様なテーマを学べるように工夫されていたり、イングリッシュスピーカーと呼ばれる英語の講師が指導してくれるそうですけれども、例えば普通学級の子で

あったり、特別支援学校の子など、来る子たちの情報を事前に把握しておいて、その子たちにあわせた学習ができるように工夫して教えていただけるといってお話だったので、なるべく一人でも多くの児童・生徒が行って体験してもらえるといいなと感じました。英語が苦手な私でも一日体験したいなと思う感じのところでした。

もう一つが1月9日の二十歳を祝う会ですけれども、とても天気もよくて穏やかな日でよかったですと思います。参加者もとても穏やかで、しっかりお話が聴けていて、例年にはなかったなという雰囲気でした。

ビデオレターですけれども、私も聞いていて、ここ何年か出席させてもらっているのですが、同じ先生が続く学校と、その学校に現在いなくてもビデオレターのために当時いた先生に撮ってもらっているという学校もあります。やはり参加した子たちも自分たちにかかわりの深い先生のメッセージをもらっていると、歓声が違うのですね。先生の顔が映っても黙っている学校と、盛り上がる学校がある。学校の配慮として、なるべく仲の良かった先生にメッセージをいただけるように頑張っていたきたいと思います。

ありがとうございます。以上です。

【委員（杉本）】 私も今年の二十歳を祝う会に参列させていただいて、去年に比べると今年は実に穏やかでまとまって、いい式典だったのではないかと思います。

美術館の藤本能道展も拝見させていただきました。作品がコンパクトに並べられていたのですが、できれば展示の方法として、最初につくる作品からでき上がるまで、未完の作品もたくさんあったので、制作過程がわかるような順番で展示し、その間に色見本のピースだとかが入ってきて等の展示の方法があつたら、一般の観覧客の方にもわかりやすかったのではないかなというふうに感じました。

それからもう一点、学校だよりをメールで配信させていただいて、とても助かります。ずっと見ていきまして、内容についてですが、学校づくりアンケートを保護者に出して、ある学校では、パーセンテージで集計結果を出していて、データで出ているだけでは内容がよくわからない。「あてはまる」とか、「あてはまらない」とか、そういうものだけパーセンテージ出してありました。それが第四小学校の学校だよりになると、そういう父兄の声が生に記述されていて、それに対して学校からの回答というのが一緒に出ている。こういう形のアンケートだと、保護者も内容がわかりやすいと思うのですね。どういうことでこの学校が今問題を抱えているのか、それにどう対応しているのかということが具体的にわかるのですけれども、回答がパーセンテージで出ているだけだと、何が問題になってどう解決しているのかということが全くわからないし、見えてこないし、あまり意味のないアンケートかなというふうに感じました。ですから、この第四小学校のアンケートのような形を各学校でも展開していただいたら、今学校がどういう問題に直面しているか、保護者がどう思っているのか、そういう生の声が伝わるように思いますので、その辺、配慮いただけるといいかなというふうに感じました。

以上です。

【委員（徳長）】 駅伝大会を見学させていただきました。残念だったのが、開会式のときに走る方が4名しかいない中で来賓が20名ぐらいいたのですね。屋内でやった関係だと思うのですが、もったいないなと思いました。外にたくさんの方がいる中でやるのならいいのですけれども、去年の入賞者4名しかいない中で、ルール説明があり、来賓のお話がありというのは、もったいないなという気がしました。できれば来年は、1階の外の屋根があるところに椅子を置くだけでもいいので、そこでやった方が皆さんも見える形になるのかなという気がしました。せっかくあれだけ来賓も来ていて、トロフィーやいろいろなものを返すときにも、周りが全然いない中でやっている。外ではざわざわしているのでしょうけれども、その中でやった方が大会の雰囲気としては盛り上がるのかなという気がしました。

個人的にうれしかったのが、第五小学校の児童たちが走ったのですけれども、私がつくった鉢巻きを巻いて走ってくれていました。随分前につくったのをまだ使っているのだなど。伝統で毎年使っていますと言われたので、それがうれしかったことです。

それから、二十歳を祝う会ですが、私も久々に参加させていただいて、大人らしい、しっかりした静かな式だなどと思って参加させていただきました。ずっとこうだったのかなと思ったら、去年とは違うということだったので、今年だけだったのかと思いました。ぜひ来年もそういう式典になっていければいいなと思いました。ありがとうございました。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。私からもご報告させていただきます。

ご承知のとおり、秋からずっといろいろなイベントが行われまして、委員さん方にもご出席いただいたものも多くございます。とにかく子どもたちの頑張りと、本当にうれしく思ったところでございます。

また、議会も12月16日には終了いたしました。後日改めてご報告させていただきたいと思っております。

それから、9日の二十歳を祝う会のお話もたくさん出ました。初めてこういった名称でやらせていただいて、杉本委員には題字を含めて大変お世話になりまして、ありがとうございました。

各種イベントが徐々に戻りつつあります。2月には青梅マラソンも、3年ぶりですが開催をされることになっております。そういった面でも、市としてもいろいろと備えて実施したいというふうに考えているところではございます。

今、駅伝の開会式のお話を徳長委員からいただきました。ご承知のとおり来年度からスポーツ部門が教育委員会に戻ってまいります。そういったこともありますので、先ほどのご意見はしっかり頭に入れて対応したいなと思っております。今年はコロナを意識して代表者のみの参加としたようですが、実施場所を含めて関係団体とも協議していきたいと思っております。

それから、杉本委員からアンケートのお話がありました。私も第四小学校のアンケートを見させていただいて、あ、これはいいなと思ったので、二十歳を祝う会に藤原校長がお見えになったので、そのことについてはお話をさせていただいたところでございます。

いずれにいたしましても、残された今年度、それから令和5年度、一生懸命対応してまいります。

と思いますので、各委員のご協力、ご指導をよろしくお願ひしたいと存じます。

それでは一点、稲葉委員からございましたスピーキングテストの状況について、指導室の方でお答えできることがございますか。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 テストについては、11月27日に実施されておまして、当日青梅市からは中学3年生872名、全体の80.2パーセントの生徒が受験しております。なお、受験予定であった生徒の中で受験できなかった生徒は27名おりました。その理由については、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者になったこと等であるということです。受験を希望していながら受験できなかった生徒については、12月18日に予備日が設定されておりますので、それについては26名受験をしております。また、テストの結果は、生徒用のマイページスコアを公開するというふうになっております。

以上でございます。

【教育長（橋本）】 稲葉委員、よろしいですか。

【委員（稲葉）】 はい、ありがとうございます。

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育総務課長から順に現状報告などについて説明をお願いいたします。

【教育総務課長（芥川）】 教育総務課からは、令和4年度小・中学校で実施の工事、主に国の補助金をもらって施行している工事の進捗状況について現状のご報告を申し上げます。

まずトイレ改修工事ですが、今年度は小学校2校（友田小・藤橋小）、中学校2校（西中・泉中）の4校で実施しております。4校とも工期が1月10日となっております、無事に完了しております。今後検査等を実施する運びですが、改修したトイレについては届出をしてすでに使用を開始している状況であります。

次に、特別教室等空調機の整備工事、小学校2校（第七小・吹上小）、中学校4校（第一中・第二中、第七中・新町中）の6校で実施しております。工期については第七小学校が1月13日、第七中学校が1月16日、ほかの学校については11月30日までの工期で、4校については完了してございます。2校についてもほぼ完了しており、今後、検査等を実施する予定です。

次に、屋上防水および外壁等改修工事、こちらは小学校2校（河辺小・藤橋小）、中学校1校（泉中）の3校で実施しております。工期はすべての学校で2月28日までとなっております、現在も継続中ですが、特に不具合もなく順調に進んでいるところです。

最後に、今井小学校の屋内運動場の非構造部材の耐震化工事ですが、こちらについても工期は3月17日となっております、現在工事が進んでおるところでございます。

教育総務課からは以上です。

【学務課長（山田）】 学務課からは2点ご報告いたします。

1点目ですが、青梅市育英資金融資についてでございます。青梅市育英資金融資につきましては、高校や大学などへの就学にあたり、経済的に困りの保護者に対し、市が利子の補給融資を行うものでございます。今月1日付の広報おうめ、青梅市教育委員会ホームページで周知を行っており、

受付を開始してございます。締切りにつきましては、今月1月末までとなっております、受付の後に市と金融機関の審査を経てから融資の実行に移ってまいります。

続いて2点目ですが、就学支援委員会の開催状況についてでございます。就学支援委員会につきましては、特別支援学級の設置校および支援教室拠点校の校長先生、担当教諭、小児科医師、教育相談所所長、心理相談員、特別支援学校の教諭等を委員といたしまして、保護者から就学相談を受けたお子さんに対して、子どもに対して適切な就学・進学先を判断しているものでございます。本年度の開催予定につきましては、6月から開始して1月末まで35回を予定してございましたが、昨年よりも40件程度相談が多い状況にございまして、2月まで期間を延長して臨時会を9回ほど開催する予定でございます。週2回、火曜と金曜日に実施をしてございますが、適切な就学・進学先で新学期をお子さんたちが迎えられるように、今後も委員の協力を得ながら適切に委員会を行ってまいります考えでございます。

学務課からは以上です。

【指導室長(拝原)】 私からは、12月2日に開催いたしました校長会についてご報告いたします。

校長会では4点とその他の情報提供を行いました。

1点目は、令和5年度の指導室の基本的な考え方についてでございます。こちらにつきましては大きく5点伝えております。1点目が不登校児童・生徒への支援の充実、2点目がいじめ防止対策の充実、3点目が個別・最適な学びの充実ということで、ICT機器の効果的な活用また特別支援教育の充実について話しております。4点目が青梅学の充実ということで、青梅の自然・伝統文化を活かした教育をさらに充実していくよう説明しております。5点目が働き方改革の推進ということで、児童・生徒、保護者および教職員にとって過度な負担とならない教育課程を編成するよう依頼しております。

大きく2点目につきましては、各種選考結果、管理職選考等の結果について報告しております。

3点目が、人事異動等について、異動対象者に服務事故または妊娠等、そういったことが起こった場合には異動に影響しますので、すぐに連絡するよう伝えております。

4点目が服務事故の防止についてということで、特に体罰調査の実施、服務事故防止研修の実施、小・中学校における服務事故等について話をしております。

最後にその他としましては、12月市議会の一般質問の状況等について情報提供をしております。以上でございます。

【教育指導担当主幹(鈴木)】 私からは、研究発表会について2点お伝えします。

まず1月27日、受付が午後1時10分から、吹上小学校において国語の研究授業研究発表会が行われます。当日の講演会につきましては、明星大学の悴田客員教授からご講演をいただきます。

また、2月7日、受付が午後1時から、霞台中学校におきまして特別活動の研究授業研究発表会が行われます。当日の講演につきましては、東京女子体育大学の青木教授からご講演をいただきます。

それに関するご案内を机の上に置いておりますので、ご覧ください。

以上でございます。

【学校給食センター所長（中村）】 給食センターからは2点ほどございます。

昨日から第一中学校の給食が始まっておりまして、本日で学校給食センターにて配膳している25校全校が給食を開始しております。自校方式である第二小学校については13日からで、3学期の給食も順調にスタートしているところです。

また、昨年の定例会において認められました児童・生徒の給食費2月・3月分無料についてですが、こちらは1月19日付け、市長名で全児童・生徒に1人1枚ずつ文書で周知をさせていただく予定です。今週末の1月13日に校長会がございますので、正式に校長会を通じて依頼をした上で配布をしていきたいと考えております。また、2月の献立表等にも、口座振替を実施しない旨の記載など、そういったフォローもしながら、その辺の周知については丁寧にしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

【社会教育課長（遠藤）】 社会教育課から2点ほどご報告がございます。

まず、先ほど委員からお話がありました青梅市二十歳を祝う会には、お忙しい中ご出席をいただきまして、大変ありがとうございました。また、杉本委員には式次第も制作いただき、大変ありがとうございました。

机上にお配りしてございます出席者集計表がございますが、そちらに当日の出席者の数が書いてございます。成人の出席者数ですが、男性が457名、女性が476名、合計で933名。下段の括弧内が昨年的人数になっております。今年度は一部制ということで実施をさせていただきました。偶然にも対象者数が1,280名と昨年と同様なのですが、出席者数につきましては若干少なくなっており、72.9%ということでございます。

それから、式典がだいぶ静かでおとなしく終わったというご意見もございましたが、式典は非常に穏やかに終わったのですが、終了後、体育館入り口の広場で同じ袴をはいた集団が、のぼりを持ったり、横断幕を持ったり記念撮影してなかなか帰らなかったということがございましたので、その点については、昨年とあまり変わらなかったというところはございますが、大きなトラブルもなく終わりましたので、大変よかったと思っております。

それからもう一点、日付が前後してしまうのですが、12月17日に芸術文化奨励賞の授賞式と発表会をネッツたまぐーセンターで開催いたしました。発表会は3年ぶりということで、観客も非常に多く来られ、成功して終わったと思っております。

以上でございます。

【文化課長（北村）】 文化課からは2点お話しさせていただきます。

まず1点目は、お手元に配付させていただきました吉川英治記念館の新春展示「吉川英治の『吉野村だより』」ですが、1月4日から3月26日までの会期で開催しておりまして、当館に所蔵しております吉野村だよりの原稿や、その当時の関連資料、写真などもあわせて紹介しております。

また、チラシの裏面には期間中のイベント等も記載しておりますが、二十歳の方を対象とした無

料入館等の二十歳のお祝い企画も実施しております。機会がございましたらご覧いただければと思います。

もう一点につきましては、11月25日開催の教育委員会定例会において、杉本委員から郷土博物館や美術館にて単独のホームページを導入し、情報発信を進められたらというご意見をいただきました。そのため、当課の方で、多摩地域の公立美術館、博物館のホームページの導入状況等について調べました。その結果、美術館については自治体のホームページが3カ所、単独ホームページが6カ所ございました。単独ホームページは、そのうちの3カ所が指定管理、残り3カ所が直営でございます。

博物館につきましては、自治体のホームページが18カ所、単独のホームページが8カ所ございました。その中で単独のホームページ4カ所が指定管理、直営が4カ所ということでございました。

こういった結果を踏まえまして、単独ホームページの導入については、財政面だけでなく、今後どのように美術館や博物館を活用していくかということも含めて、システム等関連する部署とも協議しながら、美術館や郷土博物館の運営などを検討する中でも、今後、導入について調査していく必要があると考えております。

説明は以上でございます。

【教育長（橋本）】 以上、各課からご報告をさせていただきましたが、ただいまの報告についてご質疑等ございましたらお願いをいたします。

よろしいですか。

1 学校訪問（後期分）の実施結果について（教育総務課）

【教育長（橋本）】 それでは、教育長報告事項を順次、ご説明させていただきます。

初めに、教育長報告事項1、学校訪問（後期分）の実施結果について、を説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、報告事項1、学校訪問（後期分）の実施結果についてご報告申し上げます。

報告資料1の1枚目をご覧ください。初めに訂正で、大変申しわけございませんが、表題につきまして、（前期分）となっておりますのは（後期分）でございます。また、すぐ下の表の期日のところ、「7月19日」となっているのは「10月19日」、その下「7月21日」となっているのは「10月21日」の誤りでございます。

それでは、説明に移ります。

後期分で実施した学校につきましては、10月19日の河辺小学校から、11月4日の泉中学校まで9校で実施させていただきまして、出席者につきましてはそれぞれ記載のとおりでございます。訪問当日は、各委員からその場でご講評いただいているところですが、資料の2枚目以降に各委員からご提出いただきました訪問結果報告をまとめて学校ごとに順次記載させていただいております。9校分ありますので量が多いのですけれども、お目通しいただければと存じます。

また、資料の最後の1枚につきましては、全校に伝えたい意見を取りまとめたものとなっております

います。

この結果につきましては、来年度の学校運営に反映されますよう、本日の教育委員会終了後速やかに各学校へ周知してまいります。

また、先日の教育委員会定例会において、杉本委員より学校への意見の対応状況について報告願いたいというご意見をいただいておりますので、各校へ通知する際にあわせてそれについても伝えてまいります。

説明は以上です。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対しご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

3 令和5年度教育課程届出説明会について（教育指導担当）

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項3、令和5年度教育課程届出説明会について、を説明いたします。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 それでは、令和5年度教育課程届出説明会についてご報告いたします。

報告資料および冊子になっております「令和5年度教育課程の適正な編成と実施について」教育課程届出説明会資料をご覧ください。

こちらは12月13日に、副校長先生、教務主任の先生、また特別支援学級等の担任の先生方に集合していただきまして、説明会を終えたところでございます。

ページごとに簡単に説明をいたします。

まず、2ページ目には、基本的な考え方とありまして、1、「青梅市教育委員会教育目標」「青梅市教育大綱」「青梅市教育委員会の基本方針」「青梅市教育推進プラン」に沿った編成について示しております。

3ページ目においては、2の法令および学習指導要領等に基づいた教育課程の編成について、3の新型コロナウイルス感染症対策の継続と、4のICT機器一人1台端末の活用について示しております。

おめくりいただきまして、4ページ目、5ページ目につきましては重点事項、教育課程または全体計画、年間計画等に位置づける点について、8点を示しております。こちらは昨年度と変わりはありません。

6ページ目から11ページ目につきましては、基本的事項について、令和5年度に新たに位置づけたことについてご説明いたします。

初めに、百合委員からもお話がありましたが、2の外国語・外国語活動についての(2)ですけれども、立川市に1月にオープンします「TOKYO GLOBAL GATEWAY GREEN SPRINGS」の活用について、各学校に示したところです。

7 ページ(5)、こちらは稲葉委員からもお話がありましたが、1 1 月 2 7 日に実施されました中学校第 3 学年のスピーキングテストを見据えた指導を計画的に行う、と示しております。

続いて、7 ページの 4、総合的な学習の時間について、(5) 青梅学についてですが、宿泊を伴う学習を夏季休業期間中に設定する場合は教育課程事前相談日までに教育委員会に相談する、としました。引率の女性の先生の関係で、夏季休業中にどうしても実施したいという場合についてのことをあらわしております。

続いて 8 ページ、6 の教科等を横断して取り組む事項について、(2) 体力向上についてですが、こちらは近年の気温上昇のことを踏まえまして、体力テストは 5 月から 6 月までに実施期間を位置づける、と示しております。

9 ページの 8、生活指導・安全指導について、(2) 子供たちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を身に付けるため、発達段階に応じた「生命（いのち）の安全教育」を実施する、と明記しております。

それを踏まえまして、(4) 長期休業明けに児童・生徒が自らの良さや可能性に気づき、自己肯定感を高める「エール・ウィーク」を設定する、といたしました。

続いて(6)、こちらはいじめの条例、基本方針を踏まえまして、いじめ防止基本方針およびいじめ問題対策年間計画を作成し、ホームページで保護者や地域にも周知し、いじめ問題対策について共通理解を図り、連携して取り組む、ということを示しております。

(7)については、いじめ条例に応じた対応をして、いじめの相談があった場合は、速やかに指導室に報告し連携して対応する、これを改めてまた示しております。

続いて、1 0 ページの(9)避難訓練についてですが、火災、地震のみならず、全国瞬時警報システム（Jアラート）が発令された際の行動等について、計画的に実施する、と示しております。

(10)消防署や消防団、市の防災課等との連携を図るとともに、立川防災館などの施設を活用する、児童・生徒が自らの身を守ると同時に、周囲への協力者となれるような安全教育を地域ぐるみで実施する、と示しております。

1 1 ページ、最後のその他です。(1) 標準時数を参考に、授業内容の充実を図る。その際、児童・生徒および教職員の過度の負担とならないよう配慮し、標準時数を大幅に上回ることはないようにする、とこちらにも示しております。

(2) 土曜授業に関しては、土曜授業を設定することで、児童・生徒の過度な負担にならないよう配慮する、というふうに示しました。

また、(6) 学校閉庁日についてですが、長期休業期間中において 5 日間程度設定できるよう検討する、としております。

1 2 ページについては補助資料の提出について、1 3 ページについては今後の教育課程受理までの流れとなっております。

2月上旬に各学校が作成した教育課程届を指導主事等が確認をしまして、3月末に最終的に提出をしていただくような流れとなっております。

以上で説明を終わります。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対しご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（徳長）】 耳慣れないなと思ったのが、9ページ8の生活指導の中で、(2)子供たちを性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないため、というのが出ているのですけれど、その背景に何かあったのでしょうか。もう1点は10ページ(9)の真ん中くらいに「スケアード・ストレイト」とありますけど、たぶん小学校はあまりやっていない。中学校でどのくらいやっているのか、お聞かせいただきたい。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 まず、性被害、性暴力についてですけれども、過去にそういった事案もあったということを聞いておりますので、そういったことも踏まえまして、今回改めて文にして示して、校長先生、副校長先生はじめ先生方で再度考えていただきたいということで明文化しております。

「スケアード・ストレイト」については、3年に1回、中学校において在学中に必ず1回は見学・体験できるような方法で、教育委員会と連携しながら進めているところであります。

以上です。

【教育長（橋本）】 よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

【委員（稲葉）】 9ページ、8の(4)自己肯定感を高める「エール・ウィーク」を設定するというのが新しく入ったと思うのですけれども、(2)のところとか虐待とかいじめのところにも関係すると思うのですが、どんなことを想定されていますか。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 この「エール・ウィーク」の設定につきましては、実は一昨年から東京都教育委員会からそういう話がありまして、非常にこちらとしてもいい取り組みだなど。昨年度は東京都から言われてなかったのですけれども、青梅市としてはそういったものを設定して、各学校には話をしているところです。今年度については、改めて教育課程に位置づけてもらうということで、示しております。

中身については、学期に1週間程度ですけれども、子どもたち同士のエールとか、先生から子どもたちにエールを送る。内容につきましては、お互いに褒めるとか、自己肯定が高まるような取り組みを各学校で工夫をして、声かけも踏まえて、教育活動においてお互いにエールを送って自己肯定が高まるような活動をしていくということで、学期に1回1週間程度設定するというので、今回このように位置づけたところであります。

【委員（稲葉）】 もう一点、同じく8の(2)で、発達段階に応じた「生命（いのち）の安全教育」を実施する、とあります。いのちの教育ということは、道徳教育の中でもあるし、保健体育の中でもあると思うのですけれども、学校教育の中ではなくて社会的にいろいろなプログラムが設定され

ていると思います。その辺の安全教育というのをどの教科の中でどのように実施していくのかという、具体的な案がございませうか。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 補助資料の中に各学校の安全教育の年間指導計画というのがあります。それにおいては交通安全、災害安全、生活安全、その3つを踏まえて各学校で立てて、稲葉委員がおっしゃっていたように、保健体育とか理科とか道徳とか、年間指導計画と整合性をとりながら計画をしているものもありますので、それに応じて各学校で進めているところであります。

【委員（稲葉）】 ありがとうございます。その中で、こういうプログラムがあるよということを各学校で紹介していただけるといいかなと思います。例えば、私も関係しているのですが、CAPの教育というのは性暴力を防止する中でもちゃんとワークショップの中に入っています。お若い先生たちたぶんご存じないと思うので、例えば交通安全の教育だったらこういうところの団体がいいよとか、そういう一覧みたいなのを学校で紹介していただけると、その中から学校の子どもたちの状態に見合ったものを選択して、それを子どもたちに提供できるかなと思うのです。ここでせっかく性犯罪のことまでしっかり書かれているのだったら、これはいじめとか虐待につながるの、その辺のところをもう少し詰めて、しっかりと学校で紹介していただけるといいかなと思います。これは意見です。よろしくをお願いします。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。

ほかにはいかがですか。よろしいですか。

4 青梅市立小・中学校「いじめ」実態調査結果〔11月分〕について（教育指導担当）

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項4、青梅市立小・中学校「いじめ」実態調査結果〔11月分〕について、を説明いたします。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 それでは、11月の「いじめ」実態調査集計についてご報告いたします。

資料にありますように、11月のいじめの報告については、小学校が408件、中学校が39件、小・中学校を合計しますと447件の認知の件数がありました。

そのうち、アンケートによる認知としては、小学校が386件、中学校が23件、小・中学校合計しますと、409件となりまして、全体の9割となっております。それ以外では、下の欄にありますが、担任による発見が小学校では10件、本人からの訴えが小学校は2件、中学校は9件、保護者からの訴えが小学校9件、中学校が6件となっております。この結果からも、アンケート調査の重要さと教職員と児童・生徒、保護者との信頼関係が大変重要であると考えます。

また、認知した件数から分析をして調査結果から言えることですが、上の表の1の冷やかしの、からかい、悪口、2の仲間外れ、無視、3の軽くぶつかるというのが、青梅市に限らず、どの調査でも大体8割以上ということが言われております。学校には、年間3回のいじめ防止研修において、この3つについて十分に児童・生徒に指導することを研修の内容に入れております。また引き続きいじめの未然防止、早期対応について、改めて校長会、副校長会、生活指導主任会等で周知を図っ

ていきたいと思えます。

私からは以上になります。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ただいまの説明にご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（徳長）】 実際に私もやった経験があるのですが、特に小学校だと低学年、中学年、高学年でその内容がかなり違ってきていて、小学校低学年の子たちはほんのちょっとしたことでも、やられた、やられたと繰り返します。その辺のところで、もし可能であれば、小学校の低・中・高の人数を分けて見せていただくと、高学年の子が多いと課題かなということがありますし、低学年は問題ないということはないのですけれども、ある程度の傾向がつかめるのかなという気がしました。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 今の状況で、学年ごとに分けるということは行っていないところですが、ただ、先ほどもお話ししましたが、東京都とか全国的な調査の結果を見ますと、どうしても小学校1・2年生の認知件数が全体の半分以上あるということは、どの調査でも言われております。ただこれが軽微なもの、かなり重大なものというふうに分けずに、意見は意見として捉えていくというスタンスが非常に大事であると思えます。今、徳長委員からおっしゃっていただいた件に関しては、次回から学年に応じてという資料もあわせて、指導主事とも相談しながら検討していこうかなと思っています。

【委員（百合）】 いまさらながら申しわけないのですけれど、このアンケートというのは名前が書いているのでしょうか。もし名前があって、例えば冷やかしを言われているとか、金品をたかられているという子が出た場合は、保護者には報告がいくのでしょうか。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 アンケートにつきましては年間5回実施をしております、そのうちの1回につきましては各自宅で行うというふうになっております。アンケートというものは名前を書かないというのが大きなところだと思いますが、百合委員もおっしゃっていただいたように、やはり、どの子がどういうことを書いたかということ各担当が1件1件聞き取りを行わなければいけないという関係で、これについては記名をさせているところであります。

例えば今回も、金品をたかられるというのが3件ありますが、これについては学校名もこちらで把握しております。内容についても、例えば放課後にボールを貸してくれとか、ジュースをおごってくれとか、そういった内容があることを、こちらで把握はしています。それに応じてこちらから、どういう状況であるか、またはどういった指導状況であるか、その後どういったふうになっているのかということは、指導主事が追跡をしまして、法律上では3か月後には解消ということになっておりますので、そのように進めているところであります。

先ほどの持ち帰ってのアンケート調査については、そこだけは無記名で実施をしております。

【教育長（橋本）】 じゃ、4回は記名ということですね。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 はい、そうです。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがですか。よろしいですか。

5 青梅市沢井図書館の臨時休館について（社会教育課）

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項5、青梅市沢井図書館の臨時休館について、を説明いたします。

【社会教育課長（遠藤）】 それでは、報告資料5をお目通しいただきたいと思います。

青梅市沢井図書館の臨時休館についてであります。沢井市民センターにおきまして空調設備更新に伴いまして停電作業の工事が行われます。2月23日に行われますことから、沢井市民センター本館が停電で使用ができなくなりますので、それに伴いまして沢井図書館の図書館オンラインシステムも使用ができなくなるため、この日を臨時休館といたします。

なお、2月1日号の市の広報と、図書館ホームページで周知する予定でございます。また、館内のポスター掲示でもお知らせをしております。

以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

6 青梅市特別支援教育実施計画第六次計画（素案）について（学務課）

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項6、青梅市特別支援教育実施計画第六次計画（素案）について、を説明いたします。

【学務課長（山田）】 それでは、青梅市特別支援教育実施計画第六次計画についてご説明させていただきます。

こちらにつきましては、現行第五次計画の案が令和4年度をもって終期を迎えることから、現在計画期間を令和5年度から7年度とした第六次計画の策定を行っております。このたび、青梅市特別支援教育推進協議会における3回の協議を経て、第六次計画の素案ができましたことから、報告をさせていただきます。

素案につきましては、昨年末のお忙しいところ、また短期間で大変恐縮でございましたが、委員の皆様にもご覧いただき、ご意見をいただいたところでございます。本日、お配りした報告資料6の素案につきましては、皆様からいただいたご意見を踏まえて修正を加えたものとなっておりますが、改めて皆様からのご意見を頂戴したいと存じます。

なお、この資料6のほかに資料を2点ご用意させていただいております。横書きの資料、別紙1につきましては、青梅市特別支援教育推進協議会において第五次計画から変更した点をまとめた修正対照表でございます。もう一点、別紙2につきましては、教育委員の皆様からいただいたご意見に対する対応を記載したものとなっております。

まず素案をお開きいただきまして、表紙の次のページは「はじめに」となっております。教育長にお言葉を頂戴したいと考えており、空欄でございます。

次のページには目次、さらに1ページおめくりいただきますと、I「計画の概要」を記載してご

ざいます。

1、計画策定の目的につきましては、諸計画策定の経過や、第六次計画はこれまでの計画の基本的な考え方を踏襲していること、また令和5年度を初年度とする第7次青梅市総合長期計画とも整合を図っている計画であること、などについて記載をさせていただきます。

2、基本理念および指針につきましては、(1)基本理念と(2)5つの指針を掲載しております。

また、3、計画期間につきましては、令和5年度から7年度の3年度の計画としてでございます。続きまして3ページ、Ⅱ「青梅市の義務教育段階における特別支援教育の現状」でございます。

1の特別支援学級の設置状況、4ページの2、全児童・生徒に占める特別支援学級等在籍児童・生徒の割合につきましては、小・中学校別にグラフで説明しております。

続いて5ページ3、特別支援学級等在籍児童・生徒数の推移では、知的障害固定学級、自閉症・情緒障害固定学級、言語障害・難聴通級指導学級および特別支援教室について、学校数、学級数の推移を示してございます。

続きまして、7ページから18ページまでは、Ⅲ「青梅市の義務教育段階における特別支援教育推進に向けた具体的施策」についてでございます。5つの指針ごとに、それぞれ項目を設定して、全体で設定した項目数につきましては23項目となっております。この項目は第五次計画と比較しまして5項目の増加となっております。

それでは、第五次計画からの主な修正項目につきましては、指針1から順に報告をさせていただきたいと存じます。恐れ入りますが、詳細の部分につきましては後ほど別紙1をご参照お願いいたします。

初めに、指針1「発達障害を含め障害のある児童・生徒の個に応じた指導を充実していきます」でございます。指針1では、第五次計画から1項目増加した4項目について記載をさせていただきます。

まず、(1)就学支援シートの有効活用では、青梅市特別支援教育推進協議会において、就学支援シートは多くの人に書いてもらえればよいというものではない、必要な方が記入し、有効に活用するものではないか、という意見が複数ございましたことから、就学支援シートの利用促進を、「有効活用」という表現に変更いたしました。

(2)連携型個別指導計画の作成と活用では、在籍学級の担任と特別支援教室の巡回指導教員が連携して指導目標や指導内容について作成することが指導の充実につながると考えられますことから、個別指導計画の前に「連携型」という表現を追加する変更をいたしました。

続きまして8ページ、(3)特別支援学級介護員、学校教育活動支援員等の配置の拡充では、「スクールカウンセラー等」という文言を追加いたしました。

続いて9ページ、(4)知能・発達検査の有効活用につきましては、推進協議会委員からの意見にもとづきまして、項目を新たに追加いたしました。知能・発達検査につきましては、すでに就学支援委員会で活動はしておりますが、学習・生活指導にも必要であるという観点から、心理職の活用も含めて記載をさせていただきます。

続きまして10ページ、指針2「学校・家庭・地域および関係機関との連携などによる特別支援

教育の体制を整備していきます」でございます。指針2では、第五次計画から2項目増の7項目について記載してございます。

まず10ページの下段(3)就学相談体制の充実では、第五次計画では就学相談は気軽に相談しづらいという意見がございまして、記載がありました。しかし、近年そのような意見は受けていない状況であることから削除したほか、一部の文言を修正してございます。

次に、11ページ中段(5)学校間の連携による中学校・高等学校への移行支援、進路指導の充実につきましては、推進協議会委員の意見にもとづき、項目を新たに追加いたしました。こちらの協議の中では、幼稚園・保育所と小学校、小学校と中学校、これらの連携については実態としては把握しているが、中学校と高校の連携については個人情報の取扱いや各高校での取組状況の差異などがあり、実際の対応はなかなか困難であるという意見をいただいておりますが、切れ目ない支援体制の充実に向けて記載をさせていただきました。

次に、12ページ(7)医療的ケア体制の確立につきましては、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」施行にもとづき、昨年10月から青梅市においても医療的ケア児に対する支援を開始したことを踏まえ、項目そのものを新たに追加いたしました。

続きまして、13ページの指針3「特別支援教育に関する教員・支援員等の専門性の向上を図り、学校における指導力を高めていきます」でございます。指針3では、第五次計画から1項目増の4項目について記載をしてございます。

まず、13ページ中段(2)特別支援教育に関する研修の充実につきましては、臨床心理士に加え「公認心理士」の文言を追加してございます。

続いて、14ページ(4)医療的ケア看護職員等の専門性の向上につきましては、推進協議会委員の意見から、項目を新たに追加いたしました。医療的ケアを担う看護師の高い専門性を活かして、教員に対しても医療的ケアに関する理解を促し、相互にサポートしながら安全に医療的ケアを実施できるよう、校内研修等も視野に入れ、項目そのものを新たに追加いたしました。

続きまして、15ページ、指針4「児童・生徒の多様な教育ニーズに対応するため、教育環境の整備を進めていきます」でございます。指針4では、第五次計画から1項目増の4項目について記載してございます。

まず、15ページ中段(2)特別支援教室の充実では、令和2年度をもって東小・中学校を除く全ての小・中学校に特別支援教室の設置が完了した旨の文言修正をいたしました。また、推進協議会委員の意見にもとづき、拠点校、巡回校の見直し・変更の検討、退室に関する運用について、記載を追加いたしました。

次に、16ページ(4)ICT利活用の推進につきましては、学習指導要領にもとづき積極的な活用を進めるため、項目を新たに追加してございます。

続きまして、17ページ、指針5「特別支援教育に対する理解をすべての市民に広げていきます」でございます。指針5では、第五次計画と同様、4項目についての記載がございまして。

まず、(1)特別支援教育への理解・啓発活動の推進では、「ホームページの充実」という文言を追

加いたしました。

次に、下段(3)交流および共同学習の推進では、すべての特別支援学級設置校において交流学習が実施されている旨を追加記載いたしました。

次に、18ページ(4)インクルーシブ教育の推進では、「共生社会」という単語をわかりやすくするため、「ともに交流し、支え合う」という表現を追加いたしました。なお、インクルーシブ教育の推進につきましては、令和5年度を初年度とする第7次青梅市総合長期計画においても施策の一つとして位置づけがございます。

続きまして、19ページ、IV「計画の推進体制」でございます。こちら以降につきましては、資料的な側面が多くなってまいります。

19ページにつきましては、青梅市特別支援教育推進協議会についての記載でございます。

20ページ以降は参考資料となりまして青梅市特別支援教育推進協議会設置要綱、22ページに青梅市特別支援教育実施計画第六次計画の策定経過、23ページに青梅市特別支援学級設置状況一覧を掲載してございます。

24ページでございますが、青梅市特別支援教室設置状況一覧表につきましては、今回新規で追加をしたものでございます。

25ページ、小・中学校特別支援学級、特別支援教室の配置図につきましては、特別支援教室が全校に配置されたことから、地図上ですべての学校を今回から表示をしてございます。

27ページ以降につきましては、用語解説となっております。

全体を通じましては、本文のフォントにつきましては、ユニバーサルデザインのフォントを今回から採用させていただいております。

概要の説明は以上となります。引き続きまして、教育委員の皆様からいただいたご意見に対する対応について、別紙2にもとづきご報告を申し上げます。

なお、報告に関しましては、ご意見を反映できなかった部分やご質問いただいた内容への回答とさせていただきます。恐れ入りますが、割愛されてしまっている部分につきましては、後ほど資料をご確認いただきたいと思います。と存じます。

初めに、番号2、5ページ、項目(2)自閉症・情緒障害固定学級に関連しまして、学級数の増加理由についてのご質問であります。こちらにつきましては、特別支援教育に対する保護者の理解や、全小・中学校に特別支援教室が設置されたことなどにより、教職員の理解がさらに進んだことなどの理由から、児童・生徒数が増加してきているものと捉えてございます。

次に、3番、6ページ、(4)特別支援教室に関して、具体的な説明を追加したらいかかというご意見をいただきましたが、巻末の用語解説に特別支援教室の説明がございますので、変更はなしとさせていただきます。

次に、4番、7ページ、指針1の内容について、最初に「発達障害を含め」と特別に他の障害と区別して取り上げている理由についての質問でございます。こちらにつきましては、発達障害は身体、精神、知的障害に比べ遅れて認知されてきたという経過もございまして、社会的な理解は進ん

できていると捉えておりますが、認知はまだ十分ではないという状況も考えまして、第五次計画の記載を残しております。しかしながら、障害として特別に分けていくということは、将来的にはなくなってくると考えている部分もありますし、指針1の本文に関する内容となりますので、改めて特別支援教育推進協議会において協議をさせていただくこととさせていただきます。

次に、5番、7ページ、指針1(1)就学支援シートの有効活用に関し、4年度のシート利用状況の記載がないということに関してのご質問です。こちらにつきましては、就学支援シートの受付は入学直前の3月末まで行っておりますので、計画に正確な数値が反映できないことから、記載はしていない状態でございます。

次に、同項目の7番に関し、就学支援が必要と判断された児童の数と支援シートの提出状況についてのご意見でございます。こちらは数値を把握していなかったことから、改めて状況を確認させていただきました。結果、令和4年度入学の小学1年生では、支援が必要と判断された児童の数は69人、そのうち就学支援シートの提出があったのは51人でありました。提出率にすると約74パーセントでありましたことから、今月から、通知や広報等による従来のシートの周知に加えまして、相談者に対して就学支援委員会の判定結果をお知らせする面談の際に、就学支援シートの提出について個別に説明をさせていただくことといたしました。なお、就学シートの全体の提出件数は172件ございました。

次に、裏面の11番、12ページ、(7)医療的ケア体制の確立に関し、医療的ケアが必要な児童・生徒数に関してのご質問でございます。こちらにつきましては、現在、市内小学校に導尿が必要な児童が1名在籍しており、学校へ看護師を派遣し、支援をしている状況でございます。

最後になりますが、15番、15ページ、(2)特別支援教室の充実に関し、特別支援教室の退出に関するご質問でございます。課題が解消し、転学や転出などによる退室が発生する場合は、まず学校の校内委員会で指導終了の判定を行い、次に学校と保護者の面談を経て、最後に就学支援委員会に報告し承認を得る、という流れで退室の決定を行っております。

いただいたご意見に対する対応につきましては、以上となります。

最後に、今後の策定スケジュールにつきましてお知らせをさせていただきます。本日改めて委員の皆様からご意見を頂戴した後、その内容を踏まえて素案を修正させていただきます。その後、今月の30日に開催予定の令和4年度第3回青梅市特別支援教育推進協議会に、青梅市特別支援教育実施計画第六次計画(案)という形にして提案をさせていただきたいと考えております。この推進協議会において案としてご承認がいただけましたら、2月22日開催の令和4年度第12回青梅市教育委員会臨時会において再度、協議事項として皆様にお配りさせていただきたいと考えてございます。

報告につきましては以上となります。よろしくお願いたします。

【教育長(橋本)】 説明は終わりました。ボリュームがありますけれども、ご質疑等ございましたらお願いをいたします。

【委員(稲葉)】 18ページ、インクルーシブ教育の推進のところです。海外のインクルーシブ教

育の考え方と日本のインクルーシブ教育の考え方というのが、いろいろ資料を読みましたら、違っているなという感覚があります。日本のインクルーシブというのは、障害を持つ子どもたちと普通児の子どもたちを分けて、それぞれにふさわしい教育をして、お互いが寄り合って交流会をして、それがインクルーシブというふうを受けとめられていることが多いのですが、本来のインクルーシブというのは、説明に書いてあったように共生して、1日を障害のあるなしにかかわらず暮らし合って、学び合って、そして助け合っていくということだと私は思うのです。

海外の方も、障害のあるなしにかかわらずということですし、日本の公教育の中でもそういう学校はあります。障害を持った子と、それから普通児と一緒に学んでいるところがある。そういうことが本来の姿だということを間違えないように。交流をしていけばインクルーシブ教育になっているわけではないということを、教員が認識を持っていないと、本来のインクルーシブ教育にはならないと思います。分け隔てて、そしてときどき一緒に交流をするというのはインクルーシブではないということを、きちっとお伝え願えればいいのかと、私は思っています。

その辺、先生方のインクルーシブ教育の認識の仕方というか研修の仕方というのはどうなっているのかなと思うのと、青梅市だけではなくて、日本全体の教育の方向性として考えていかないといけないなど。青梅市の教育が、日本の文科省に右へならえではなくて、考え方として先へ先へといってもいいのではないかと。そして、先を考えて、どうすればいいのかということを考える。交流だけではないぞということ、それじゃどうすればいいのかということ、具体的に実行できるようなところまでもっていかないと、なかなか子どもたちが障害を受けとめるという共生するところまでいくのは難しいと思うのです。

あとは、高学年になってからよりも、低学年のときに、障害のあるなしにかかわらず一緒に遊んでいると、全然意識が違う。小学校だけではなくて幼保のところでもインクルーシブの教育というのはとても大事になってくると思います。そこも連携し合って、先生方が学び合っていければいい。それから、大変なことだと思うのですが、環境づくりも大事かなと思っております。

以上、意見です。

【学務課長（山田）】 この実施計画をつくるにあたりまして、いろいろ論議をしてきた中で、確かに最終的には同じ場で学ぶという意見も幾つか出てきまして、現状からゴールは遠いなという思いがあったのですが、今、稲葉委員のお話を伺いまして、やはりゴールはそこという視点を持って、委員の皆様のご意見を伺いながら前に進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

細かいところですが、別紙2の15番で、「退出」と「退室」がありますが、誤記ではないでしょうか。

【学務課長（山田）】 意見欄につきましては、いただいたご意見をそのまま掲載させていただきましたので、教室から退くということで「退室」ということで回答をつくらせていただきました。

【教育長（橋本）】 実施計画に掲載される資料ではないと思うので、そういう意味ならそれはそれでいいと思います。よろしいでしょうか。

7 諸報告

(1) 委員会等会議録

ア 青梅市社会教育委員会会議録（社会教育課）

イ 青梅市文化財保護審議会会議録（文化課）

ウ 青梅市美術館運営委員会会議録（文化課）

(2) 事業等の実施予定について

ア 生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課）

(3) 事業等の実施結果について

ア 第18回青梅市小・中学生主張大会について（教育指導担当）

イ 令和3年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について（教育指導担当）

ウ 生涯学習事業実施結果について（社会教育課・文化課）

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項7、諸報告でございますが、あらかじめ委員の皆様には事前にお目を通していただいております。この際何かご質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

【委員（稲葉）】 文化財保護審議会会議録の1ページの2、吉野家の保存活用計画の中で、土間での飲食は馴染まないと考えろという委員からのご意見が出ていますが、私もそこは賛成です。多目的施設のプランをもっと明確にする必要があるというところで、いいプランが練られますことを願っております。

以上、意見でした。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。ほかにいかがですか。

【委員（百合）】 青梅市社会教育委員会会議録、2枚目の(6)その他で、議長の発言として、「青梅市の中学校は吹奏楽部が優秀なところが多くあって……」とあって、「……公立学校はどうしても先生の異動があるため、長期で強さを維持するのは難しいと思うが、教育委員会で優秀な顧問の先生を確保する仕組みづくりができればなお良いと思う」と書かれているのですけれども、教育委員会としては何かお考えはあるのでしょうか。いい先生を長く置いていただけるとか、他からの確保の問題とか、教えていただきたいと思ひます。

【指導室長（栞原）】 青梅市では今、コミュニティ・スクールを進めておりまして、コミュニティ・スクールが完全導入されてきますと、コミュニティ・スクールごとに公簿することができますので、うちの学校は吹奏楽に大変力を入れておりますということで、吹奏楽の指導をしてもらえる先生を募集しますという公募をすることができます。そういうのが軌道に乗ってればいいかなというふうには考えております。通常の異動ですと、東京都の配置になりますので、難しいと思ひます。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

ご意見等ほかにないようでしたら、次に協議事項に移りたいと思ひますが、引き続きでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

日程第4 協議事項

1 青梅市立学校施設のあり方審議会条例の制定について（教育総務課）

【教育長（橋本）】 それでは、日程第4、協議事項に移ります。

協議事項1を議題といたします。青梅市立学校施設のあり方審議会条例の制定について、を説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、協議事項1、青梅市立学校施設のあり方審議会条例の制定についてのご説明を申し上げます。

協議資料1をご覧ください。1枚目が、条例の制定について内容の概要等が記載してございます。2枚目からが条例案全文になってございます。最後の1枚に、審議会の組織関係図を載せてございますので、これからの説明の際、あわせてご覧いただければと存じます。

説明については、1ページ目、2ページ目の概要の方から順にさせていただきたいと思っております。

1ページ目をご覧ください。

1の制定の理由でございます。理由は記載のとおりですけれども、令和2年度に策定いたしました学校施設個別計画において、今後の新たな学校づくりについては統合・複合化等を実施する時期にあわせ、有識者、学校関係者等による（仮称）青梅市学校施設あり方検討委員会を設置し、統廃合等について検討していく、としてございます。来年度から、この（仮称）検討委員会ですが、名称を市の方針により審議会とさせていただいておりますが、この審議会を設置しまして、本格的な検討を始めようとするものでございます。

あわせて、関係図1ページ目の上段をご覧くださいますと、統廃合等については庁内各部署、学校規模適正化検討委員会との検討を踏まえまして、教育委員会からこの審議会に対し諮問をしまして、それについてこの審議会に答申をいただくという流れを想定してございます。

1ページ目に戻りまして、2の制定の内容でございます。ただいまお話しさせていただいたとおり、(1)所掌事項アからウについては、教育委員会から諮問し、審議会が答申するというふうなことで予定してございます。

(2)組織につきましては、(ア)の学識経験者、専門的知識を有する者から、(オ)の主任児童委員の代表者各2名ずつとしてございますが、最後(カ)の市民4名以内につきましては一般公募する予定としてございます。

次のイとしまして、調査審議を進めるにあたり、必要な場合は、記載の委員のほか臨時委員を置くことができる、としているところでございます。

(3)委員でございますが、アで、委員の任期につきましては原則2年間としまして、途中で欠員等が出た場合の補欠委員の任期はその残任期間とするほか、再任を妨げないなどの規定を定めてございます。

ウについては、審議会の中での守秘義務について定めてございます。

次のページ、(4)会長等、会議、意見の聴取等および部会についてでございます。条例本文の第5条から第8条についての記載の内容でございますが、第5条につきましては、会長および副会長についてその職務等を定めております。第6条の会議につきましては、会議の招集やオンライン開催などについて定めてございます。第7条の意見の聴取等につきましては、意見の聴取等にあたり審議会が必要と認めた場合は委員以外の者を出席させることができる、としてございます。第8条の部会でございますが、審議会において必要があると認めるときは、部会を設置できる、と定めてございます。学校施設の統廃合につきましては、地域ごとでの検討が必要不可欠になると想定しておりまして、この部会については地域ごとに部会を設置してそれぞれ地域の方に部会員としてご参加いただいてご意見等をいただき、その検討結果を改めて審議会で審議するという流れを想定してございます。

2ページに戻りまして、(5)その他所要の規定の整備については、条例本文第9条に、学校施設担当課を庶務担当課としてございますが、第10条で条例施行について必要な事項は教育委員会規則で定めることとしてございます。

最後に3の施行期日等でございますが、令和5年4月1日とし、最初の委嘱にかかる委員さんについては、任期を令和7年3月31日とし、以降2年ごとに年度初めに委員の更新をするという考えでございます。

本条例案につきましては、この教育委員会でご審議、ご承認いただいた後、次の令和5年2月市議会定例会において上程し、ご審議をいただく流れとしてございます。

以上、大変雑駁ではございますが、協議事項1の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（徳長）】 審議委員の委嘱のところですけれども、市民4人以内というところで、何か選定条件とかそういうのはあるのでしょうか。

【教育総務課長（芥川）】 この条例をお認めいただいた後で、早速公募に入ると思うのですが、この市民の公募につきましてはまた別に公募の要綱を作成しまして、またこの場でご協議をいただいて、来年度のできるだけ早いうちに4人の公募委員を選んでいきたいというふうな考え方でございます。

【委員（徳長）】 公募するわけですね。そのときに、例えば同じ地区の4人が固まって出てくるようなこともあり得ないこともないかなという、そんな見方もしてしまうのですが。特に学校統廃合に関していうと、いろいろな見方をされるので、公平な立場に立っている方がいいのかなという気がするのですけれど。

【教育総務課長（芥川）】 ほかの先進自治体の事例などを見ますと、結構応募はくるのかなと想定してございます。地域的に偏ったりする場合も想定されますけれども、審議会では基本的には全体的なものをご審議いただき、地域ごとにそれぞれ部会で地元の方を中心として審議していただいた結果を、また審議会ですべて承認いただくという流れを想定しております。その辺は応募の状

況を見てみないと、偏ってしまう場合ももしかしたら出てきてしまうのかなというのがありますけれども、部会の方で補填していけるかなというふうには思っております。

【委員（稲葉）】 審議会に部会を置くことができると書いてありますが、青梅市は本当に東西に長くて、人口密集地と過疎地という地域性がすごく特徴があります。その辺は公平にとっても、やはり自分の住んでいるところを委員は推したいと思うので、審議委員会の中に自治会連合会の代表者が2名いますけれども、東部とか西部、山間部というふうに地域的なところで自治会の会長さんを出していただく。審議会に部会をという、これがどんな部会なのかここでは想像ができませんけど、できたらその地域性のあるところで分けていただいて、そこの自治会の会長とか住民の方が入った部会を設けていただくのがいいかなと思います。そこの設置はどんなふうを考えていらっしゃるのか。ここは私の勘違いかもしれませんが、どんなふうに話し合いをもっていくのか。山間部では相当深刻な問題になると思うので、その話し合いを丁寧にしていかないといけないと思います。その辺はどんな感じなのでしょう。

【教育総務課長（芥川）】 部会につきましては、審議会の委員さんが入る場合も想定されますけれども、基本的に例えば第六中学校、第七小学校、小曾木地区であれば地元のPTAとか自治会の代表者という方。地元のことになりますので、部会の方は地元の方を中心に設定していきたいというふうに思っております。

【委員（稲葉）】 例えば中学校区で区切るとか、そんな感じなのですか。

【教育総務課長（芥川）】 例えとして、小曾木地区と言ってしまうんですけど、具体的に東部地域、西部地域、北部、南部と4つぐらいに分けるとか、必要ということであれば支会単位とか、その辺も進めてみないと、不透明な部分もありますが、審議会の意見を聞きながら進めてまいります。先進自治体の事例を見ると、全体の議論では、統廃合はやむを得ないという意見でも、地元では反対だ、というふうになってきているような状況があります。学校の統廃合というのはかなり重い大きな課題でございますので、地元の意見は確実に反映して進められるような形はとっていききたいと思っております。

【委員（稲葉）】 よろしくをお願いします。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

確かに今いただいた意見は非常に大事なところだと思っております。今、課長からもありましたけれども、総論はたぶん賛成なのです。わかりましたと。ただ各論になると、それはNOというようなことも十分に考えられますので。今までの議会等での説明でも、十分に、拙速な結論を出すようなことなく協議していくということでおりますので、都度、教育委員の皆様にもご報告させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

本件につきましては協議事項ですので、お諮りをさせていただきます。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、青梅市立学校施設のあり方審議会条例の

制定について、は承認されました。

2 青梅市移動教室等保護者負担助成金交付要綱の一部改正について（指導室）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の2を議題といたします。青梅市移動教室等保護者負担助成金交付要綱の一部改正について、を説明いたします。

【指導室長（拝原）】 それでは、協議資料2をご覧ください。資料は3枚ございまして、2枚目と3枚目は新旧対照表となっております。新旧対照表につきましては、右側が現行、左側が改正後となっております。

それではご説明いたします。

初めに、1、改正の理由についてでございます。新型コロナウイルス感染症の流行により移動教室等が中止される事例を踏まえ、助成金の交付対象者を拡大しようとするものでございます。

2、改正の内容についてでございます。(1)次に掲げる者を助成金の対象者に追加いたします。第2項関係ということで、新旧対照表の2をあわせてご覧ください。

ア、体調不良その他やむを得ない事情により移動教室等を欠席した児童および生徒の保護者等のうち、市長が認めるもの。

イ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止および天災その他やむを得ない事情により学校長が中止した移動教室等に申込みをしていた児童および生徒の保護者等のうち、市長が認めるもの。

(2)青梅市補助金等交付規則の一部を改正する規則（令和4年規則第11号）の施行に伴う規定の整備でございます。こちらは、新旧対照表1枚目の一番下の段、12の交付決定の取消と、2枚目の上段、13助成金の返還についてでございます。こちらの12と13につきましては、青梅市補助金等交付規則および青梅市会計規則にあわせて改正したものでございます。

(3)その他所要の規定の整備でございます。

実施期日につきましては、令和5年4月1日となっております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。

特によろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、青梅市移動教室等保護者負担助成金交付要綱の一部改正について、は承認されました。

再 日程第3 教育長報告事項

2 青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分 of 報告について（指導室）

【教育長（橋本）】 次に、教育長報告事項2、青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専

決処分の報告について、を議題といたします。

本件は、青梅市立小・中学校教職員の人事異動の決定に関し、青梅市教育委員会事務委任規則第3条の規定にもとづき教育長の臨時代理をもって専決処分した事案の報告であります。

本件は人事案件でありますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項および同条第8項の規定にもとづき、非公開としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(橋本)】 ご異議ないものと認めます。よって、出席委員の3分の2以上の多数で議決しましたので、教育長報告事項の2を非公開とすることに決定いたしました。

ここで、関係する職員以外の退出を求めます。

〔公開〕

【教育長(橋本)】 それでは、ここから会議を公開といたします。

【教育長(橋本)】 以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。その他何かありますか。よろしいですか。

それでは、今後の日程について教育総務課長から説明いたします。

【教育総務課長(芥川)】 それでは、今後の日程をご覧ください。

1月25日、小・中学校教育研究発表会(オンライン)、時間、内容等は記載のとおりでございます。

次に、1月27日、研究発表会、対象校は吹上小学校でございます。研究主題、時間、講演内容、講師等はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、2月6日、第2回青梅市総合教育会議、時間は午後1時30分から午後3時まで、会場は議会棟3階大会議室で前回の第1回と同じ会場でございます。

次に、2月7日、研究発表会、対象校は霞台中学校でございます。研究主題、時間、講演内容、講師等はそれぞれ記載のとおりでございます。

最後に、2月8日、第11回教育委員会定例会、午後1時30分から教育委員会会議室でございます。以上でございます。

日程第5 教育長閉議および閉会宣言

【教育長(橋本)】 以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。大変お疲れさまでした。

午後3時40分閉会

青梅市教育委員会会議規則第26条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会教育長

青梅市教育委員会委員